

お試し価格表示差止請求事件 概要

H29. 1. 11

適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

1 被告

・合同会社BRONX

→インターネット通販で、健康食品「Natural Original Smoothie(ナチュラルオリジナルスムージー)」(本件商品)を販売している(訴状2頁)。

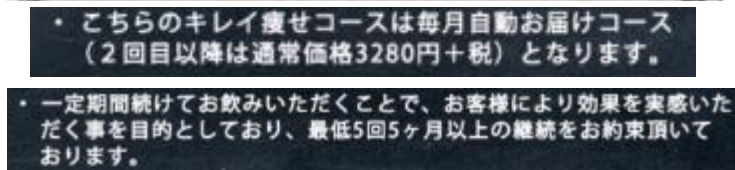
2 被告ホームページ上の表示(訴状2頁以下)



→ 本件商品を、「キレイ痩せコース」で購入する場合、通常価格3280円(税別)の70%オフの特別価格980円(税別)で、1回から購入できるかのような広告がなされている。



→ 上記特別価格の表記の下に、本件商品の購入手続に進むためのハイパーリンクが表示されている。



→ 上記ハイパーリンクの表示の下に、小さいポイントで以下の内容の注記がなされている。

・上記コースは、2回目以降は通常価格3280円+税となること。
・最低5回5ヶ月以上の継続を前提とすること。

※いずれも被告ホームページ

(<https://naturaloriginalsmoothie.com/> 甲3)より引用。

→ 「980円で1回購入と認識していたのに、2回目以降も商品が届き、通常価格3280円の請求が来た。まさか継続購入になっているとは思わなかった。」という消費者トラブルに。

3 法律上の問題点(訴状3頁以下)

・本件商品を「キレイ痩せコース」で購入した場合、最低5ヶ月(5回)の継続購入及び、2回目以降は通常価格3280円での購入が契約内容となっているにもかかわらず、被告ホームページの記載では、1回、980円で購入することが可能であるかのように表示されている。

→景品表示法上規制の対象となる有利誤認(商品又は役務の価格等について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示)にあたると思われる。

4 請求の内容

適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)が、被告ホームページ上の表示の差止めを求めた(訴状2頁・請求の趣旨)。

▶内閣総理大臣の認定を受け、消費者に代わって、事業者の不当な活動(消費者契約法、特定商取引法、景品表示法、食品表示法に定めるもの。)の差止めを求めて裁判をする権限を与えられた消費者団体。現在、全国に14団体あり、KCCNは京都で活動する団体。

▶具体的な内容は、訴状8頁。

5 提訴の意義

・被告に限らず、通信販売で「お試し価格」「初回無料」等をうたった健康食品、化粧品、飲料の定期購入に関する相談は、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に2011年度以降1万1812件寄せられており、年々増加している(国民生活センターの報道発表資料(平成28年6月16日)。訴状5頁。)

→適格消費者団体が、消費者の利益を代表して、差止めを求めたことに意義がある。